



災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の
災害応急対策に関する協定

山形県知事（以下「甲」という）と社団法人山形県建設業協会長（以下「乙」という）とは、災害時における河川、道路、住宅等の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する河川、道路、住宅等（以下「管理施設」という。）に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は土木部防災業務計画及び緊急点検・応急マニュアルに従い、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、別紙のとおりとする。

（業務の内容）

第3条 乙の会員が、土木部防災業務計画及び点検・応急マニュアルに基づき、自主的出動の場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は業務実施区間の点検・応急対策を行うものとする。

また、その業務基準外にあっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ出動を要請することができるものとする。

- 2 乙の会員は、業務実施区間において点検・応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。
- 3 乙は、あらかじめ管理施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条3項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（建設資機材等の報告）

- 第5条 乙は、第3条3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。
- 2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じた時、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、土木部防災業務計画及び点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、又は乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく当該の会員と工事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、平成8年12月6日から平成9年3月31日までとする。

ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとする。

(実施区間の特例)

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(費用)

第9条 乙が土木部防災業務計画及び点検・応急マニュアルに基づき出動した場合は、その活動に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

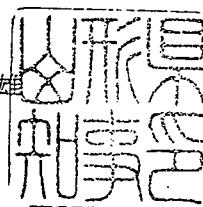
(その他)

第11条 この協定に定められない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成8年12月6日

甲： 山形県知事 高橋和雄



乙： 社団法人 山形県建設業協会
会長 千歳 宗一



(参考：第11条の協議により定める予定)

「災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定」
(以下、災害応急対策協定という) の運用について

「災害応急対策協定」(平成8年12月 6日締結)の運用について、以下の通りとする。

1. 業務の実施区間及び実施体制について(第2条、第3条第3項および第4条関係)

- ・県は、各施設毎に実施区間を協会に提示する。
- ・建設業協会は、提示された実施区間毎に、点検及び応急対策に必要な実施体制を定めて、会員の編成表及び連絡系統を、あらかじめ県に報告する。
また、実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ会員の編成表毎に県に報告しておく。

2. 業務の実施、契約締結及び費用の支払いについて

- ・第3条第1項、同条第2項及び第5条については、県は各公所長、建設業協会は各支部長が、それぞれ協定者に代わって対応するものとする。

3. 契約については、実施される業務が、この協定、「山形県土木部防災業務計画」及び「点検

- ・「応急マニュアル」に基づく業務であり、緊急かつ迅速な対応が必要である事から、随意契約により対応する。

4. 費用について

- ・緊急点検の費用については、標準体制を以下の通りとして見積もる事とする。

*構成(1班あたり)

- ・車両 ライトバン(1500cc)
- ・点検者 一般世話役 1人
- ・運転者 一般運転者 1人

*業務基準

点検報告	1時間
準備、後処理	1時間
計2時間	

点検時の運転速度は、30km/Hを標準とする。

- ・応急対策については、「点検・応急マニュアル」に基づく設計積算とする。

5. 適応範囲について

- ・第1条により適応範囲は、「地震、大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生により・・・」としているが、現段階で「山形県土木部防災業務計画」及び「点検マニュアル」が、震災対策だけが策定されている状況であり、建設業協会の会員による自主的出動は地震時のみとなるが、県による要請出動の場合は、あらゆる状況に対応するものとする。